

# 財務諸表の承認に係る事務局の確認について

## 1 財務諸表承認の基本的な考え方

公立大学法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第1項）。知事は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない（地方独立行政法人法第34条第3項）。

知事が行う公立大学法人の財務諸表の承認については、地方独立行政法人法等の法令にその根拠があり、当該承認に係る根拠法令に則った財務諸表の作成及び提出がなされている必要がある。

また、公立大学法人の会計は、財務諸表によって、県民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、公立大学法人の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。

したがって、知事が行う財務諸表の承認は、次に掲げる観点から行う必要がある。

- (1) 地方独立行政法人法等の法令に適合した財務諸表の作成及び提出がなされているか（合規性の遵守）。
- (2) 財務諸表の表示内容が地方独立行政法人会計基準への適合等の観点から適正なものとなっているか（表示内容の適正性）。

## 2 財務諸表の承認に当たって確認する内容

### (1) 合規性の遵守

ア 提出期限は遵守されたか。

※当該事業年度の終了後3月以内に提出（地方独立行政法人法第34条第1項）

⇒6月 日に提出されている。

イ 必要な書類がすべて提出されたか。

※必要な書類は、次に掲げるもの

- ① 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書）
  - ② 決算報告書
  - ③ 業務実績報告書
  - ④ 監査報告書
- ⇒すべて提出されている。

ウ 監査報告書に、財務諸表の承認に当たり考慮すべき意見はないか。

⇒考慮すべき意見はなかった。

## (2) 表示内容の適正性

- ア 表示科目、会計方針、注記等記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。  
⇒明らかな遺漏はないことを確認した。
- イ 計数が整合しているか。  
⇒整合していることを確認した。
- ウ 書類相互間（主要表と附属明細書との相互間等）における計数の整合が取れているか。  
⇒書類相互間における数値の整合を確認した。
- エ 運営費交付金に係る会計処理は適正か。  
⇒適正に処理されていることを確認した。

## 3 確認結果

上記2の各項目について確認を行った結果、すべての項目に齟齬はなく、財務諸表の承認に当たって、事務局として特に問題はないものと考える。